

# 広報もりやまデザイン印刷業務 公募型プロポーザル方式提案者実施要項および募集要項

## 1 対象事業の目的

広報もりやまは、市政を広く市民の方に知っていただき、また市政に関心を持っていただく機会を提供するために作成するものです。

そのため、広報もりやまは、市民の方が市政に常に興味を持っていただけるように、見やすく、魅力あるデザインの紙面であることが必要です。また、月2回発行であるため、制作の迅速な対応や不測の事態の対処能力等の業務実施体制も重要です。

このことから、広報もりやまのデザイン・印刷を委託する業者については、見積金額だけでなく、見やすさおよび分かりやすさに優れたデザイン・レイアウトや実施業務体制等を審査することにより、選定することとします。

## 2 業務名

広報もりやまデザイン印刷業務

## 3 業務場所

本市が指定する場所

## 4 業務内容

別紙2 業務仕様書のとおり

## 5 見積上限価格（税抜き）

金 53,811,000 円/3年

## 6 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

総合的(企画力、デザイン力、技術力)に優れた業者と契約する必要があるため、また、月2回の発行を短期間で仕上げることになるので、迅速に対応できる人員や機材などが整備されていることが必要になることから、価格だけでの競争には適さないため。

## 8 参加資格条件

### (1) 業種

令和3年度物品供給等業者登録名簿に登録があり、7「印刷」の取組内容⑤「印刷製本」を第1希望品目にあげていること

### (2) 実績

過去に自治体広報誌作成経験（デザインを含めた編集および印刷業務）があること

### (3) 地域要件

滋賀県内に本店または委任のある支店もしくは営業所を有すること

### (4) その他

以下の項目に該当する者は、参加資格を有しないものとします。

- ・ 経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者
- ・ 営業を開始してから、申込み日までに1事業年度（12か月）以上を経過していない者
- ・ 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

## 9 選定条件

原則、参加申込のあった者で上記8参加資格条件(1)～(3)のすべてを満たし、かつ(4)に該当しない者。

## 10 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

・ 質問締め切り	1月26日（水）
・ 質問回答	1月31日（月）
・ 提案書提出期限	2月18日（金）
・ プレゼンテーション実施	2月25日（金）
・ 審査結果通知	3月4日（金）

## 11 提出書類

### (1) 提案内容

広報もりやまデザイン印刷業務についての提案

### (2) 提案書の様式および部数

下記の書類を下記の順番に綴じ、7部提出すること。なお、原本は1部とし、

残り 6 部は写しとする。

- ①提案書鏡（様式 1）
- ②広報もりやまデザイン・レイアウト見本（別紙 1 広報見本作成仕様書のとおり）
- ③見積書（様式 2）
- ④業務実施体制（様式 3）
- ⑤業務実績表（様式 4）
- ⑥会社概要（様式 5）

(3) 提出方法

本実施要項および募集要項 11 で掲げる提出書類を、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、受付期間内必着とする。（消印有効ではない）

(4) 提出期限

令和 4 年 2 月 18 日（金）正午まで

(5) 提出場所

守山市総合政策部企画政策課秘書広報室

(6) 記入上の注意

- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

## 12 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある場合は、質問書（様式 6）にて、令和 4 年 1 月 26 日（水）の執務時間中までに上記 11（5）提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたは F A X、郵送等（1 月 26 日（水）必着）によるものとする。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は 1 月 31 日（月）を目途にホームページに掲載するとともに上記 11（5）提出場所の窓口で掲示する。

## 13 審査方法および審査基準

(1) 審査方法

ア 審査員構成

プロポーザル等の審査は、秘書広報室職員を中心に 6 人の審査員が行う。

イ 提出した提案書をもとに、プレゼンテーションは 15 分以内とし、終了後質疑応答は 10 分とする。当方がプレゼンテーションに用意する機材は、プロジェクターおよびスクリーンとし、使用するパソコンは持参すること。時間等については、別途連絡する。

(2) 審査項目（別紙 4 審査基準を参照）

ア デザイン・レイアウト

イ 業務実施体制

ウ 実績

エ 見積もり金額

(3) 審査スケジュール

上記 10「事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順」のとおり

(4) 審査結果の通知

令和 4 年 3 月 4 日（金）に審査結果の通知文を発送します。

## **14 提案書等の取り扱い**

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属しますが、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとします。また、応募された提案書は返却致しません。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、採択された事業所名および採択事業者の提案書等は公開する場合があります。

提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属します。ただし守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとします。また、応募された提案書は返却致しません。

本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、提案書類を公開することがあります。

## **15 提案に係る費用の負担に関する事項**

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。

## **16 問い合わせ先**

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市総合政策部企画政策課秘書広報室 担当：田中、尾崎

電話 077-582-1164

FAX 077-583-5066

E-mail hisho@city.moriyama.lg.jp